

指定(更新)申請手続きに係る手数料のお知らせ

琴平町では、受益者負担の観点から、平成30(2018)年4月以降の指定地域密着型(介護予防)サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者が指定(更新)申請を行う際に、手数料を徴収することになりました。

1. 対象となる審査手続と手数料の額

平成 30(2018)年4月1日以降の事業者の指定(更新)申請の際に、次の区分により手数料を徴収します。

サービスの種類	申請の種類	金額
指定地域密着型サービス事業者	指定申請	20,000円
	指定更新申請	10,000円
指定地域密着型介護予防サービス事業者	指定申請	10,000円
	指定更新申請	10,000円
指定居宅介護支援事業者	指定申請	20,000円
	指定更新申請	10,000円
介護予防・生活支援サービス事業者	指定申請	10,000円
	指定更新申請	10,000円

※指定地域密着型介護予防サービス事業者の各申請時の手数料は、指定地域密着型サービス事業者の各申請と同時にを行う場合には、必要ありません。

2. 納付方法

各指定(更新)申請書の受理後、手数料額を記載した納入通知書を送付しますので、所定の金融機関において納付してください。手数料の納付を確認後、指定(更新)通知書を送付します。

なお、この手数料は、指定(更新)申請の審査のための手数料です。審査の結果、指定できない場合でも返還できませんので、あらかじめご了承ください。

問 琴平町役場 住民福祉課 高齢者福祉担当 電話 0877-75-6706